

〈改正後全文〉

平成18年11月15日北開局工管第176-3号
最終改正 令和6年2月8日北開局工管第211号

開発監理部長
営繕部長 殿
各開発建設部長

事業振興部長

工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について

工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月29日付け北開局工第40号）、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月21日付け北開局工管第159号）、「工事希望型競争入札方式の手続について」（平成17年10月21日付け北開局工管第160号）、「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月29日付け北開局工第48号）、「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月29日付け北開局工第50号）、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年12月27日付け北開局工第173号）、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年12月27日付け北開局工第174号）、「北海道開発局入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年4月1日付け北開局工管第4号）、「開発建設部入札監視委員会の設置及び運営について」（平成14年11月11日付け232）及び「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成16年4月1日付け北開局工管第244号）により実施しているところであるが、今般、指名業者名等については事前公表から事後公表に移行することから、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、上記通達によるほか、下記により行うこととしたので通知する。

なお、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成16年4月1日付け北開局工管第244号）は、廃止する。

記

第1 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等

- 1 本通達による苦情処理の対象となる工事及び建設コンサルタント業務等（「北海道開発局工事等競争参加者選定要領」（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第1条に定める工事及び測量等をいう。以下同じ。）は次のとおりとする。ただし、国

の行為を秘密にする必要があるもの並びに工事においては、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が250万円を超えないもの及び建設コンサルタント業務等においては、予定価格が100万円を超えないものを除く。

また、当面、予定価格が1,000万円を超えない工事及び予定価格が500万円を超えない建設コンサルタント業務等を対象から除外する。

- (1) 一般競争入札方式によった工事（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる工事を除く。以下同じ。）
 - (2) 工事希望型競争入札方式によった工事
 - (3) 標準プロポーザル方式によった建設コンサルタント業務等
 - (4) 通常指名競争入札方式によった建設コンサルタント業務等
 - (5) 随意契約によった工事及び建設コンサルタント業務等
 - (6) 簡易公募型競争入札方式に準じた手続によった建設コンサルタント業務等
 - (7) 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続によった建設コンサルタント業務等
- 2 政府調達に関する協定の対象となる工事及び建設コンサルタント業務等並びに「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用方針」（平成8年6月17日付け事務次官等会議申合せ）記4の対象となる建設コンサルタント業務等については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

第2 一次苦情申立て

1 理由の通知

開発監理部長、営繕部長、開発建設部長及び事務所長（以下「開発建設部長等」という。）は、一般競争入札方式において、競争参加資格の確認申請を行った者のうち、その工事について競争参加資格がないと認めた者に対して、競争参加資格がないと認めた旨及び競争参加資格がないと認めた理由を原則として電子入札システムにより通知する。

開発建設部長等は、工事希望型競争入札方式において、技術資料を提出した者のうち、その工事について競争参加を認めなかった者に対して、競争参加を認めなかった旨及び競争参加を認めなかった理由を書面により通知する。

また、標準プロポーザル方式において技術提案書を提出した者のうち、その建設コンサルタント業務等について特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。

2 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札方式

ア 競争参加資格の確認申請を行った者のうち、開発建設部長等により競争参加資格がないと認めた理由の通知を受領した者で、その理由に対して不服のある者は、開発建設部長等に対して競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

- イ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、開発建設部長等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) 工事希望型競争入札方式
 - ア 技術資料を提出した者のうち、開発建設部長等による競争参加を認めなかった理由の通知を受理した者で、その競争参加を認めなかった理由に対して不服がある者は、開発建設部長等に対して競争参加を認めなかった理由についての説明を求めることができる。
 - イ 同一の工事区分に登録がある有資格業者のうち、その入札に関する技術資料の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、開発建設部長等に対して技術資料の提出を求められなかった理由についての説明を求めることができる。
 - ウ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、開発建設部長等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。
- (3) 標準プロポーザル方式
 - ア 技術提案書を提出した者のうち、開発建設部長等による非特定理由の通知を受理した者で、その非特定理由に対して不服がある者は、開発建設部長等に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
 - イ 同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち、その発注に関する技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、開発建設部長等に対して技術提案書の提出を求められなかった理由についての説明を求めることができる。
- (4) 通常指名競争入札方式
 - 同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち、その入札に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者は、開発建設部長等に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (5) 随意契約（(3)の場合を除く。）
 - 同一の工事区分に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）又は同一の業種区分の有資格業者で、その契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、開発建設部長等に対して、その契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (6) 簡易公募型競争入札方式に準じた手続
 - ア 参加表明書を提出した者のうち、開発建設部長等による非指名理由の通知を受理した者で、その非指名理由について不服がある者は、開発建設部長等に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
 - イ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、開発建設部長等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。
- (7) 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続
 - ア 参加表明書を提出した者のうち、開発建設部長等による非選定理由の通知を受理した者で、その非選定理由について不服がある者は、開発建設部長等に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

イ 技術提案書を提出した者のうち、開発建設部長等による非特定理由の通知を受理した者で、その非特定理由に対して不服がある者は、開発建設部長等に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

3 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、書面により、開発建設部長等に対して行うことができる。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事（業務）名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること。ただし、2(1)、(2)ア及びウ、(3)、(6)、(7)に掲げる苦情の申立ては、原則として電子入札システムにより、開発建設部長等に対して行うことができる。

- (1) 2(1)アに掲げる苦情にあつては、開発建設部長等が競争参加資格がないと認めた理由の通知の期限の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。
- (2) 2(2)アに掲げる苦情にあつては開発建設部長等が、競争参加を認めなかった理由の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。また、2(2)イ及び2(4)に掲げる苦情にあつては、開発建設部長等が工事又は業務の名称の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。
- (3) 2(3)ア及び2(7)イに掲げる苦情にあつては、開発建設部長等が非特定理由の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。また、2(3)イに掲げる苦情にあつては、開発建設部長等が業務の名称の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。
- (4) 2(1)イ、2(2)ウ及び2(6)イに掲げる苦情にあつては、開発建設部長等が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。
- (5) 2(5)に掲げる苦情にあつては、開発建設部長等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。
- (6) 2(6)アに掲げる苦情にあつては、開発建設部長等が非指名理由の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。
- (7) 2(7)アに掲げる苦情にあつては、開発建設部長等が非選定理由の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

4 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、開発建設部長等は苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（2(1)ア及びイ、2(2)ア及びウ並びに2(3)アに掲げる苦情にあつては、原則として電子入札システム。以下「回答書」という。）により回答する。

ただし、2(3)アに掲げる苦情にあつては、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日以内とする。

また、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できる。

5 苦情の申立ての却下

開発建設部長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

6 苦情申立てについての教示

開発建設部長等は、苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行う。

- (1) 一般競争入札方式、工事希望型競争入札方式、標準プロポーザル方式、簡易公募型競争入札方式に準じた手続及び簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続にあっては、入札説明書、技術資料の提出を求める際に送付する資料又は技術提案書の提出要請書（以下「入札説明書等」という。）に、2(1)ア、2(2)ア、2(3)ア、2(6)ア、2(7)に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (2) 一般競争入札方式、工事希望型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式に準じた手続であって総合評価落札方式を実施する場合は、入札説明書等に、2(1)イ、2(2)ウ、2(6)イに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (3) 工事希望型競争入札方式、標準プロポーザル方式及び通常指名競争入札方式にあっては、2(2)イ、2(3)イ及び2(4)に掲げる苦情申立てができる旨をホームページ等により教示すること。
- (4) 随意契約にあっては、2(5)に掲げる苦情申立てができる旨をホームページ等により教示すること。

7 苦情処理手続に係る明示

1 から 4 までに係る手続については、次のとおり明示する。

- (1) 2(1)、2(2)ア及びウ、2(3)ア、2(6)及び2(7)に係る手続については、入札説明書等に記載すること。
- (2) 2(2)イ、2(3)イ、2(4)及び2(5)に係る手続については、ホームページ等への掲載により明示すること。

8 苦情処理結果の公表

開発建設部長等は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面（電子入札システムにより提出されたものを含む。）及び回答書を、速やかに公表する。

第3 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

第2の4の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、本局が発注した工事及び建設コンサルタント業務等については北海道開発局長に対して、開発建設部が発注した工事及び建設コンサルタント業務等については開発建設部長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法

- (1) 再苦情の申立ては、開発建設部長等から第2の4の回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面により局長に対しては開発監理部長又は営繕部長を経由して、開発建設部長に対しては事務所長を経由して行うことができる。
- (2) 再苦情の申立てがあった場合は、局長又は開発建設部長は、速やかに、「北海道開発局入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年4月1日付け北開局工管第4号）又は「開発建設部入札監視委員会の設置及び運営について」（平成14年11月11日付け

北開局工管第232号) (以下「入札監視委員会通達」という。) により設置される入札監視委員会に審議を依頼する。

また、入札監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立書の様式等については、入札監視委員会通達による。

3 再苦情申立てへの回答

局長又は開発建設部長は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。) 以内に、その結果を回答する。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い局長又は開発建設部長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにする。

4 再苦情の申立ての却下

局長又は開発建設部長は、次に掲げるもののほか、客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。) にその申立てを却下することができる。

ア 申立期間を徒過したもの

イ 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの

ウ 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

5 再苦情申立てについての教示

第2の4の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示する。

6 再苦情処理手続に係る明示

1から3までに係る手続については、第2の4の回答書中に記載して明示するほか、第2の7の方法により明示する。

7 再苦情処理結果の公表

局長又は開発建設部長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び局長又は開発建設部長が回答を行った書面を速やかに公表する。

附 則

この通達は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この通達は、平成23年6月1日から施行する。